

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年6月28日付け28松（人）第76号でした行政情報の一部を公開する決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、平成28年6月15日付けで実施機関に対し、松山市情報公開条例（平成12年松山市条例第61号）第5条の規定に基づき行政情報の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

(2) 部分公開決定処分

実施機関は、平成28年6月28日、審査請求人に対し、松山市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成28年7月26日付けで審査庁たる実施機関に対し、本件処分についての審査請求をした。

(4) 松山市文書法制審議会への諮問等

実施機関は、本件処分に係る審査請求について、松山市情報公開条例第20条第1項の規定に基づき、平成28年10月4日、当松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会情報公開分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年松山市条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容

(1) 松山市コンプライアンス審査会の会議録及び関係書類一式

(対象期間：平成28年4月1日～公開請求日)

- (2) 松山市コンプライアンス条例(平成12年松山市条例第6号)第16条を適用していることを職員や市民に周知した書面

第4 本件処分の内容

1 前記第3(1)の行政情報について

実施機関は、平成28年6月8日に開催された松山市コンプライアンス審査会の会議録及び会議資料(乙第1号証)を、本件公開請求のうち前記第3(1)に係る行政情報と特定し、以下の部分を除き公開を決定した。

(1) 贈与等報告書、利害関係者との飲食に係る届出書及び添付書類中の該当職員の所属、補職名、職名、氏名及び印影並びに個人の氏名、勤務先、役職、職業、電話番号及び印影(松山市情報公開条例第7条第2号本文に該当)

(2) 法人及びその他の団体の印影(松山市情報公開条例第7条第3号アに該当)

2 前記第3(2)の行政情報について

実施機関は、松山市コンプライアンス条例に基づく公益通報制度概要(乙第2号証)、職員の公益通報制度に関するQ&A(乙第3号証)、平成26年3月7日付けコンプライアンス通信(乙第4号証)及び平成28年3月24日付けコンプライアンス通信(乙第5号証)を、本件公開請求のうち前記第3(2)に係る行政情報と特定し、その全部の公開を決定した。

第5 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、平成28年8月13日付け補正書及び同年9月26日付け反論書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

ア 本件処分を取り消した上で、前記第3(2)に係る松山市コンプライアンス条例第16条を適用していることを職員や市民に周知したこ

との確認ができる別の行政情報を公開決定するとの裁決を求める。

イ 前記第3(2)に係る行政情報を実施機関が保有していないのであれば、本件処分を取り消した上で、該当する行政情報が存在しないとして非公開決定をするとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る行政情報のうち、前記第4の2の行政情報では、松山市コンプライアンス条例第16条を適用していることを確認することができないから、当該行政情報は、前記第3(2)で公開を求めた行政情報に該当しない。実施機関がした当該行政情報の特定の方法は、全く法的根拠がない。

第6 実施機関の主張の要旨

平成28年9月9日付け弁明書によれば、実施機関の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 松山市コンプライアンス条例第16条には、松山市コンプライアンス審査会は、同審査会の委員又は市長が指定する職員に公益通報の受理又は調査を行わせることができる旨が規定されているところ、前記第4の2の行政情報には、公益通報の通報先が松山市総務部人事課内コンプライアンス審査会事務局である旨が記載されているから、これにより人事課職員を市長が指定する職員としていること、すなわち同条を適用していることが確認できる。したがって、前記第3(2)に係る行政情報として前記第4の2の行政情報を特定したことは妥当である。

イ 実施機関は、前記第3(2)に係る行政情報として前記第4の2以外の行政情報を保有していない。

ウ 上記ア及びイから実施機関の本件処分は妥当なものであり、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

第7 当審議会の判断の理由

1 松山市情報公開条例の基本的な考え方

松山市情報公開条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市政に対する市民の知る権利を十分に尊重しなければならない（第3条）。

2 本件審査請求の争点

前記第5の審査請求人の主張及び第6の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次の2点である。

- (1) 実施機関が、前記第3(2)に係る行政情報として、前記第4の2の行政情報を特定したことの妥当性
- (2) 実施機関が、前記第3(2)に係る行政情報として、前記第4の2以外の行政情報を保有しているか否か

3 公開された行政情報の特定の妥当性（争点(1)）についての判断

実施機関が、前記第3(2)に係る行政情報として、前記第4の2の行政情報を特定したことの妥当性について判断する。

松山市コンプライアンス条例第16条には、松山市コンプライアンス審査会は、同審査会の委員又は市長が指定する職員に公益通報の受理又は調査を行わせることができる旨が規定されている。

また、前記第4の2の行政情報には、公益通報の通報先が松山市総務部人事課内コンプライアンス審査会事務局である旨が記載されているところ、「第16条を適用している」といった記載までではない。

そこで、前記第4の2の行政情報で松山市コンプライアンス条例第16条を適用していることが確認できるか否かについては、前記第6(2)アの実施機関の弁明の理由のとおり、公益通報の通報先が人事課であるという記載をもって同条に規定する受理を人事課が行っていることを

推認することができ、あるいは、少なくとも前記第3(2)に関連のある行政情報であることが認められる。また、上記1の市民の知る権利を尊重するという情報公開制度の趣旨からすれば、実施機関が、同条に関連した記載のある行政情報を可能な限り公開することを第一として前記第4の2の行政情報を特定したことに違法又は不当というべき点はない。

よって、実施機関が、前記第3(2)に係る行政情報として、前記第4の2の行政情報を特定したことは妥当である。

4 公開された行政情報以外の該当行政情報の保有の有無（争点(2)）

当審議会は、前記第3(2)に係る行政情報として、前記第4の2以外の行政情報を実施機関が保有しているか否かを確認するために、平成28年11月17日、実施機関に対して実地調査を行った。

そこで、松山市コンプライアンス条例関係書類の保管場所及び関係書類を調査したところ、前記第4の2の行政情報のほかに前記第3(2)に係る行政情報は確認されず、また、前記第4の2の行政情報以外には前記第3(2)に係る行政情報を保有していないことの説明を実施機関から受けたところ、当該説明に特段不自然・不合理な点は認められなかった。

よって、前記第3(2)に係る行政情報として、前記第4の2以外の行政情報を実施機関が保有しているとは認められない。

5 本件処分の妥当性

以上のことから、当審議会は、実施機関がした本件処分は妥当であると判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

第8 審議の経過

年月日	経過
平成28年10月4日	諮問書の受理
平成28年10月27日	第1回審議
平成28年11月17日	第2回審議・実地調査
平成28年12月27日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 高橋 直子